

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

平成三十年七月豪雨災害に伴い実施する県の建設事業の事務手続の迅速化を図ることを目的とし、平成三十三年三月三十一日まで、建設事務所長等の工事の執行に係る権限を拡大するため、必要な規定を整備した。

二 施行期日

平成三十年十二月二十五日